

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第186号)

平成13年12月20日

横情審答申第186号

平成13年12月20日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
諮問について（答申）

平成13年1月18日建監第142号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

港北区高田町417番所在の建築物に係る建築基準法違反調査報告書外6
文書の一部開示決定及び非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、港北区高田町4-1-7番所在の建築物に係る建築基準法違反調査報告書外6文書を一部開示及び非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、港北区高田町4-1-7番所在の建築物に係る「建築基準法違反調査報告書」（以下「文書1」という。）、「建築物占有者提出の報告書（平成9年1月10日供覧分、平成9年6月6日供覧分及び平成10年12月8日供覧分）」（以下「文書2」という。）、「建築主提出の是正計画書（平成7年12月1日供覧分）」（以下「文書3」という。）、「現場写真（平成7年10月17日撮影分及び平成7年12月19日撮影分）」（以下「文書4」という。）、「建築物占有者提出の表及び図面（平成7年11月10日持参分及び平成7年11月22日持参分）」のうち「機器明細」（以下「文書5」という。）、「建築物占有者提出の表及び図面（平成7年11月10日持参分及び平成7年11月22日持参分）」のうち「フローチャート」（以下「文書6」という。）及び「建築物占有者提出の表及び図面（平成7年11月10日持参分及び平成7年11月22日持参分）」のうち「精米設備平面図」（以下「文書7」という。以下文書1から文書7までを「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成12年10月18日付けで行った一部開示決定及び非開示決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示及び非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部又は全部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、文書1に記録されている陳情者の位置関係及び氏名、文書2及び文書3に記録されている個人の氏名等、訪問予定若しくは訪問した近隣住民の地名、地番及び氏名並びに文書4における個人の顔及び自動車のナンバープレ-

トの部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、本号に該当する。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件申立文書のうち、文書4における建築物の内部や機器を写したものについては、公にすることにより、建築物占有者である法人の生産技術や、どのような使用機器、製品内容及び生産方法によりいかに利益を上げるかという営業方針等が明らかとなり、法人の事業活動が損なわれると認められるため、本号アに該当する。

また、文書5及び文書6については、建築物内に設置されている機器設備の図柄、名称、型式、数量及び動力等が記録され、文書7については、建築物内の機器設置状況が1階部分と2階部分に分けて記録されていることから、公にすることにより、建築物占有者である法人の生産技術や、どのような使用機器、製品内容及び生産方法によりいかに利益を上げるかという営業方針等並びに設計者である法人の技術的ノウハウが明らかとなり、両法人の事業活動が損なわれると認められるため、本号アに該当する。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件申立文書のうち、文書7については、ロッカー室及び休憩室等の表記があり、公にすることにより、家屋の構造等が明らかにされ、使用者等が犯罪等の被害を受けるおそれがあるため、本号に該当する。

4 異議申立人の一部開示決定及び非開示決定に対する意見

異議申立人が、異議申立書において主張している本件申立文書の一部開示決定及び非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

既に措置命令日（平成12年9月）から3か月、また、決定処分日から2か月経過し、その後の諸手続の進捗に伴い、開示することができる可能性が生じたため、一部開示決定及び非開示決定を取り消すべきである。

5 審査会の判断

(1) 建築基準法違反に係る是正措置について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第9条第1項によると、特定行政庁は、法の規定に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主等に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は相当の猶予期限を

付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築等違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる」とされている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、法第6条第1項の規定に基づいて行われた建築物の建築等に関する申請及び確認の内容と相違し、かつ、法第48条第7項の用途地域制限及び法第53条第1項の建ぺい率制限に違反している建築物について、横浜市長が法第9条第1項の規定に基づく措置を命ずるに至るまでの一連の過程において、実施機関が作成し、又は被処分者から取得した文書の一部であることが認められる。

文書1は、港北区役所建築課長から建築局長あてに提出された当該違反建築物に関する「建築基準法違反調査報告書」であり、報告年月日、建築主の住所、氏名、建築物等の概要、違反条項、陳情通報等の内容及び区建築課指導経過等が記録されている。

文書2は、当該違反建築物の占有者から実施機関あてに提出された「建築物占有者提出の報告書（平成9年1月10日供覧分、平成9年6月6日供覧分及び平成10年12月8日供覧分）」であり、当該違反建築物に係る近況の報告、訪問先の住民の町名、地番及び姓並びに実施機関の意見等が記録されている。

文書3は、当該違反建築物の建築主から実施機関あてに提出された「建築主提出の是正計画書（平成7年12月1日供覧分）」であり、違反建築を行うに至った経過及び理由並びに是正の計画等が記録されている。

文書4は、実施機関が撮影した「現場写真（平成7年10月17日撮影分及び平成7年12月19日撮影分）」であり、当該建築物の外観、内部の様子及び機器設備等が記録されている。

文書5は、当該違反建築物の占有者から実施機関あてに提出された「建築物占有者提出の表及び図面（平成7年11月10日持参分及び平成7年11月22日持参分）」のうちの「機器明細」であり、当該建築物内に設置されている機器設備の名称、型式、数量及び動力等が記録されている。

文書6は、当該違反建築物の占有者から実施機関あてに提出された「建築物占有者提出の表及び図面（平成7年11月10日持参分及び平成7年11月22日持参分）」のうちの「フローチャート」であり、精米工程に従って、機器の図柄、名称、型式及び数量が記録されている。

文書7は、当該違反建築物の占有者から実施機関あてに提出された「建築物占有

者提出の表及び図面（平成7年11月10日持参分及び平成7年11月22日持参分）」のうちの「精米設備平面図」であり、建築物内における機器の設置状況が記録されている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報のうち、文書1に記録されている陳情者の位置関係及び氏名、文書2及び文書3に記録されている個人の氏名等、訪問予定若しくは訪問した近隣住民の地名、地番及び氏名並びに文書4における個人の顔及び自動車のナンバープレートの部分について、本号に該当するとして非開示としているので、その妥当性について検討する。

ウ 本件申立文書のうち、文書1に記録されている陳情者の位置関係及び氏名、文書2及び文書3に記録されている個人の氏名、職業、訪問予定又は訪問した近隣住民の地名、地番及び氏名並びに文書4における個人の顔及び自動車のナンバープレートの部分については、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

なお、これらの情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当せず、文書4に写っている個人が横浜市の職員である場合についても、職員の顔の部分は職務の遂行に係る情報には当たらないことから、本号ただし書ウに該当しない。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報のうち、文書4における建築物の内部や機器を写したものを、文書5、文書6及び文書7について、本号アに該当するとして非開示としているので、その妥当性について検討する。

ウ 文書4における建築物の内部や機器を写したものについては、これを開示すると、

当該建築物の占有者である法人の生産技術，営業方針及び生産規模等，当該法人の事業活動における主要な情報が明らかとなり，当該法人の権利及び競争上の地位等を害するおそれがあることから，本号アに該当する。

エ 次に，文書 5，文書 6 及び文書 7 についてであるが，文書 5 には，当該建築物内に設置されている機器設備の名称，型式，数量及び動力等が記録されており，文書 6 には，精米工程に従って，機器の図柄，名称，型式及び数量が記録されており，文書 7 には，建築物内における機器の設置状況が記録されていることから，これを開示すると，当該建築物の占有者である法人の生産技術，営業方針及び生産規模等，当該法人の事業活動における主要な情報が明らかとなり，当該建築物の占有者である法人の権利，競争上の地位等を害するおそれがあることから，本号アに該当する。

(5) 条例第 7 条第 2 項第 4 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 4 号では，「公にすることにより，人の生命，身体，財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は，文書 7 について，本号に該当するとして非開示としているが，当該平面図は，条例第 7 条第 2 項第 3 号に該当し，開示しないことができるものであるから，本号の該当性について判断するまでもない。

(6) 結 論

以上のとおり，本件申立文書のうち実施機関が非開示とした部分については，いずれも条例第 7 条第 2 項第 2 号又は第 3 号アに該当し，開示しないことができるものであることから，実施機関が本件申立文書を一部開示及び非開示とした決定は，妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年1月18日	・実施機関から諮問書並びに一部開示及び非開示理由説明書を受理
平成13年1月26日 (第239回審査会)	・諮問の報告
平成13年10月12日 (第255回審査会)	・審議
平成13年10月26日 (第256回審査会)	・審議
平成13年11月9日 (第257回審査会)	・審議
平成13年11月22日 (第258回審査会)	・審議
平成13年12月7日 (第259回審査会)	・審議